

# 令和6年第3回川本町議会定例会会議録

(最終日) 令和6年 9月12日 午前10時00分開議

|                |   |
|----------------|---|
| 議 長            | 定刻となりましたので、これより本日の会議を開きます。  |
| 々              | ただいまの出席議員数は9名であります。<br>定足数に達しておりますので、会議は成立しました。   |
| 々              | 本日の議事日程は、お配りしているとおりです。  |
| 々              | 日程第1、「委員長報告」を議題とします。<br>決算特別委員会委員長から「委員会審査報告書」が提出されておりますので、委員長からの報告をお願いします。<br>3番中平決算特別委員会委員長。  |
| 3番中平決算特別委員会委員長 | 決算特別委員会委員長報告。本委員会に付託されました、令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定について、会議規則第76条の規定により、審査結果を報告します。令和6年9月6日、9日、10日の3日間にわたり、執行部から関係課長等の出席を求め、「議案第59号、令和5年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」から、「議案第63号、令和5年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの5議案について審議を行いました。いずれの議案も全会一致で「原案のとおり認定すべきもの」と決しました。<br>なお、委員会の審議の過程で議論した主なものを、参考資料として、告書に添付しております。今年度の事業執行及び来年度予算編成の参考にしていただければと存じます。以上で、委員会からの審査報告を終わります。 |
| 議 長            | 以上で、委員長の報告を終わります。   |
| 々              | それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。<br>質疑はありませんか。<br>(「ありません」の声あり)<br>質疑なしと認めます。質疑を終結します。   |
| 々              | 「議案第59号、令和5年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」、<br>討論を行います。<br>討論はありませんか。<br>(「ありません」の声あり)<br>討論なしと認めます。討論を終結します。  |

- 議長 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。  
「議案第59号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。  
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第59号」は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。
- 々 「議案第60号、令和5年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。  
「議案第60号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。  
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第60号」は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。
- 々 「議案第61号、令和5年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。  
「議案第61号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。  
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第61号」は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。
- 々 「議案第62号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第62号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。  
委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第62号」は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

々 「議案第63号、令和5年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。  
討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第63号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。  
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第63号」は、委員長報告のとおり「認定」することに決定しました。

々 続いて、総務教民常任委員会委員長から、「請願審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告をお願いします。  
3番中平総務教民常任委員会委員長。

3番中平総務教民常任委員長 総務教民常任委員会委員長報告。本委員会に付託されました「請願第1号、訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願について」、審査の概要と結果を報告します。  
本件は、今年度を実施された訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し、移動時間あるいは距離に応じたき引き上げを行うとともに、国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を早急に行うよう、政府関係機関に意見書を提出することを求めるものです。  
介護報酬の引き下げは、令和6年6月サービス分から改定されており、その影響について、邑智郡総合事務組合介護保険課及び町内事業所に対して聞き取りを実施しました。現時点で把握できる実績は、6月のサービス提供、8月報告分の一月分のみであるため、今後も動向を注視する必要がありますが、基本報酬の引き下げとともに改定された処遇改善加算の影響もあり、大

3 番中平総  
務教民常任  
委員長

きな引き下げは見受けられませんでした。事業所からの聞き取りからも、今のところ経営を大きく圧迫するほどの影響は感じられませんでした。

しかしながら、本改定は、ヘルパーが効率的に訪問できる都市部の事業所の利益率が高いことが背景となっており、移動時間の長い中山間地域の状況とは異なっていること、中山間地域に配慮した加算が新設されているものの、既存の地域加算との併給が出来ないことなどの理由から、早急に見直しが必要なものであることが認められました。

ただし、この改定は、既に今年度4月1日から施行されており、既に始まっている制度を覆して撤回させることは、現場を混乱させることになりかねず、社会の法的安定性を害するおそれがあることから、委員会としては認めるべきではないという意見で一致しました。

また、引き上げの財源を全額国庫負担に求めることについては、訪問介護に限らず、介護保険制度の根幹に影響する事項であること。報酬引き上げと同時に国庫負担割合の見直しが行われなければ、保険料や利用料の負担増につながる可能性もあるという懸念があるとの意見がありました。さらに、本請願の審査のため、他市町村の対応を調査したところ、本町議会よりも少し後に、同じ請願者から提出された請願の内容には、国庫負担の引き上げを求める文言が入っておらず、願意の妥当性及び一貫性に疑問を感じる意見も出されたことから、この部分については採択すべきではないとの意見で一致しました。

採決の結果、請願のうち、訪問介護の基本報酬を、移動時間あるいは距離に応じた引き上げを早急に見直すことについてのみ採択する一部採択とすべきものと決しました。以上でございます。

議 長

以上で、「委員長の報告」を終わります。

々

それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

「請願第1号、訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書の提出を求める請願」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

「請願第1号、訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書の提出を求める請願」に対する委員長報告は、「一

|               |  |
|---------------|--|
| 議 長           | <p>部採択とすべきもの」です。</p> <p>この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。</p>  |
| 々             | <p>よって、「請願第1号」は、委員長報告のとおり、「一部採択する」ことに決定しました。</p>   |
| 々             | <p>次に、日程第2、「発委第1号、訪問介護サービス基本報酬の見直しを求める意見書の提出について」の件を議題とします。</p> <p>提出者から趣旨説明を求めます。3番中平総務教民常任委員会委員長。</p>  |
| 3番中平総務教民常任委員長 | <p>「発委第1号、訪問介護サービス基本報酬の見直しを求める意見書の提出について」説明いたします。</p> <p>本意見書は、今年度から引き下げられた訪問介護サービスの基本報酬の見直しを求めるものであります。意見書（案）の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。</p> <p>訪問介護サービス基本報酬の見直しを求める意見書（案）。</p> <p>介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として、平成12年に創設された。</p> <p>四半世紀が経過する中、高齢化率はますます上昇し、要介護者は増加傾向にあり、かつ医療・介護へのニーズは多様化している。</p> <p>こうした状況の中、高齢者が要介護等の状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の深化が求められている。住み慣れた家や地域で暮らし続けるためには、在宅ケアを担う訪問介護サービスが重要な役割を担っているが、令和6年4月1日から訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられた。厚生労働省は引き下げ理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていることによるものである。中山間地域において継続的にサービスを提供している事業所への加算措置として、この度の改正において特定事業所加算が新設されており、都市部と中山間地域との利益率格差の是正に一定の配慮がされているが、この加算は従来からの特別地域加算との併給が認められておらず、事業所によっては実質的な利益率格差の是正にはつながっていない。サービス対象者が点在している中山間地域においては、移動距離を多く要しており、原油価格の高騰等の影響もあって、現在の赤字収支がさらに悪化し、訪問介護サービスの維持・継続が困難となり、ひいては、サービスを受けられない「介護難民」が生じることが懸念される。</p> <p>については、住み慣れた家や地域で暮らし続けられるために、かつ、全国どこでも同じ介護サービスが受けられるよう、移動距離や時間を勘案した訪問</p> |

3 番中平総 介護サービスの基本方針の引き上げに関わる再改定を早期に行うよう強く求  
務教民常任 める。  
委員長 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。  
令和 6 年 9 月 12 日。島根県川本町議会。  
提出先は、資料 3 ページのとおりであります。  
全員のご賛同いただきますようお願いし、趣旨説明といたします。

議 長 以上で、趣旨説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「発委第 1 号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「発委第 1 号」は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第 3、「議案第 54 号、川本町監査委員条例の一部を改正する  
条例の制定について」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第 54 号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第 54 号」は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第 4、「議案第 55 号、川本町国民健康保険条例の一部を改正  
する条例の制定について」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第55号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第55号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第5、「議案第56号、令和6年度川本町一般会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第56号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第56号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第6、「議案第57号、令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決を行います。この採決は挙手により行います。  
「議案第57号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第57号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第7、「議案第58号、令和6年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第58号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第58号」は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第8、「議案第64号、財産の取得について」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第64号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第64号」は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第9、「議案第65号、辺地に係る総合整備計画の策定について」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第65号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第65号」は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第10、「議案第66号、島根県後期高齢者医療広域連合の規約の変更に関する協議について」の件を議題とします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
討論なしと認めます。論を終結します。

議 長                    これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
                         「議案第66号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                         挙手「全員」であります。

々                        よって、「議案第66号」は、原案のとおり可決されました。

々                        日程第11、「閉会中の継続審査、調査の申し出について」の件を議題と  
                         します。

々                        各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からは、会議規則第74条  
                         の規定により、閉会中の継続審査、調査の申し出がありますので、この申し  
                         出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。  
                         （「異議なし」の声あり）  
                         異議なしと認めます。

々                        よって、そのように決定しました。

々                        日程第12、「議員派遣の件について」の件を議題とします。

々                        お配りしたとおり、議員派遣することにご異議ありませんか。  
                         （「異議なし」の声あり）  
                         異議なしと認めます。

々                        よって、そのように決定しました。

々                        日程第13、「町長あいさつ」を行います。  
                         番外野坂町長。

番外  
野坂町長                    令和6年第3回川本町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。今回の議会に提出いたしました、令和5年度一般会計、特別会計の決算認定及び令和6年度の一般会計補正予算案や、条例案件をはじめとする諸議案につきまして、慎重なご審議の上、全て議案のとおり認定、議決を賜りましたことに、厚くお礼申し上げます。今後、予算など町行政の執行に当たりましては、審議の過程でいただきましたご意見、ご提案を十分に踏まえ適切に実施してまいります。今議会では、進出いただいてから6年目を迎えた株式会社三協島根川本工場との今後の協働について、町民の皆様、とりわけ高齢者・障がい者の健康増進、町営住宅の供給の在り方、来春始動予定の女子硬式野球クラブへの期待、Jクレジット制度や森林環境譲与税を活用した林業施策、有害鳥獣対策などに関し、様々な視点から貴重なご意見、ご提案を頂戴いたしました。また、現在策定中の立地適正化計画や、町からの情報発

番外  
野坂町長 信の今後の方向性などについてもご協議をさせていただいたところですが、  
今後も皆様方からのご意見ご提案を踏まえて、町政を前に進めてまいりたい  
と存じます。議員の皆様におかれましては、引き続き一層のご理解ご協力を  
賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせて  
いただきます。誠にありがとうございました。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 以上をもって、本日の会議は全て終了しました。  
長時間にわたり、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

々 これをもちまして、令和6年第3回川本町議会定例会を閉会します。  
お疲れさまでした。

(午前10時24分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中 嶋 則 行 が記載したもので、その内容にお  
いて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員